

平成20年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
平成20年11月13日(火)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時40分
- 2 開催場所
尾張旭市民会館2階 第3会議室
- 3 出席委員
服部 正勝、若杉 恵、伊豆原 浩二、松本 壮一郎、大内 博男、
野島 伸、片渕 卓三、川村 剛、斉場 洋治、山下 幹雄、
若杉 たかし、大橋 恒美、河口 美智子、白木 文枝 14名
- 4 欠席委員
鈴木 益義 1名
- 5 傍聴者数
2名
- 6 出席した事務局職員
市長、都市整備部長 加藤 薫、都市計画課長 藪本 精一、
都市整備課長 桜井 政則、
都市計画課長補佐兼計画係長兼交通施策係長 林 秀和、
都市整備課長補佐兼整備係長 谷口 正喜、都市計画課主査 山下 昭彦、
都市整備課主査 久保 佳子、同主査 永尾 幸市
- 7 議題等
 - (1) 審議事項
第1号議案 瀬戸都市計画公園の変更(尾張旭市決定)について
第2号議案 瀬戸都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について
 - (2) 報告事項
尾張旭市都市計画マスタープランの策定について

8 会議の要旨

都市整備部長	本日は、何かとご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の進行をさせていただきます、都市整備部長の加藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。早速でございますが、ただいまから、「平成20年第1回尾張旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。はじめに、市長より一言ご挨拶を申し上げます。
市長	市長の谷口でございます。本日は、何かとお忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 委員の皆様におかれましては、日頃から本市発展のためにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。今後とも市政に関してはもとより、都市計画の調査・審議に関しても、何かとお世話になりますのでよろしくお願い

	<p>いたします。</p> <p>以上簡単ではございますが、開会に当たっての私からのあいさつとさせていただきます。</p>
都市整備部長	<p>皆様方には、今年4月、当審議会の委員に就任いただいて以来、本日ははじめての会議でございます。まずは、お手元の名簿によりまして、皆様方のご紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>(名簿にて委員紹介)</p> <p>なお、本日の委員の欠席は1名でございます。会議は有効に成立しておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>また、議案などの説明のため、事務局職員も同席させていただいておりますが、時間の都合上、お手元の名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。</p> <p>次第に従いまして、進めさせていただきます。なお、慣例により、会長が選任されるまでの間、市長が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、会長が選任されるまで議事の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではまず、会議次第の2、会長の選任をしていただきたいと思います。</p> <p>尾張旭市都市計画審議会条例の第6条第1項の規定によりまして、審議会の会長は、学識経験のある者につき任命された委員から選挙によることとされ、選挙の方法は尾張旭市都市計画審議会運営規程第2条第1項で「無記名投票」、また第3項で「委員中に異議がないときは第1項の選挙について指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。</p> <p>「無記名投票」と「指名推薦」の2とおりの方法がありますが、いかがいたしましょうか。</p>
若杉たかし委員	<p>従来から指名推薦で行われているようですので、今回も指名推薦が適当と思っております。</p>
市長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>ご意見がなければ「指名推薦」ということでご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>(異議なしの声)</p>
市長	<p>ご異議もないようですので、選挙の方法は「指名推薦」によることにいたします。それでは学識経験者として任命されています4名の方々の中から指名をお願いいたします。</p>
若杉たかし委員	<p>今回の改選前にも会長を務めておられました、商工会長をされている服部 正勝 委員が適任と思っております。</p>
市長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>ご意見もないようですので、ただいま会長にとの推薦がありました服</p>

	部 正勝 委員を、会長に選任することとしてよろしいでしょうか。
委員 全員	(異議なしの声)
市 長	ご異議もないようですので、服部 正勝 委員を会長に選任することに決しました。 それでは、会長が選任されましたので、交代させていただきます。
都市整備部長	大変失礼ながら、市長は他に所用がございますので、これをもって退席させていただきます。ご了承いただきたいと思います。 (市長退席) 次に、ただいま会長に就任されました服部委員より一言、ご挨拶をお願いいたします。
会 長	ただいま皆様から、会長に推薦をいただきました服部でございます。何分にも浅学非才の私でございますが、皆様方のご指導をうけまして全力で会長の職を務めたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。
都市整備部長	ありがとうございました。会長ご足労ですが、議長席の方へ移動をお願いいたします。 (会長議長席へ) さて、審議会の議長につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程第5条第1項により審議会の会長が議長となる旨の規定がありますので、以後の会議の議事進行につきましては、会長にお願いします。
議 長	事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私の方で行わせていただきます。 それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。 会議次第の3、会長の職務代理者の指名について、事務局から説明願います。
都市計画課長	都市計画課長の藪本でございます。それでは、会議次第の3、会長の職務代理者の指名について説明させていただきます。 会長の職務代理者につきましては、尾張旭市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理することになっております。この場合、会長の職務を代理するということですので、先程の会長の選任と同様、学識経験者の中から会長に指名していただくようお願いいたします。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたように、会長の職務代理者については、学識経験者の委員の中から会長が指名するということですので、私から指名させていただきます。 会長の職務代理者は、若杉 恵 委員をお願いいたします。 続きまして、会議次第の4、議事録署名者の指名に移りたいと思いま

	<p>す。事務局から説明願います。</p>
都市計画課長	<p>尾張旭市都市計画審議会運営規程により、議長及び議長が指名した委員2名が議事録に署名することになっておりますので、議長から2名の署名者の指名をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名者には、若杉 たかし委員、河口 美智子委員のお二方を指名させていただきますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の5、審議事項に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案 瀬戸都市計画公園の変更（尾張旭市決定）について、事務局から説明願います。</p>
都市整備課長	<p>都市整備課長の桜井でございます。第1号議案の瀬戸都市計画公園の変更について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の変更の内容ですが、都市計画公園である新池公園の南側に、歩行者の出入口及び健康広場を設置するものでございます。位置は、南栄町旭ヶ丘、南本地ヶ原町三丁目地内であり、今回の変更により面積が、約5.0haとなります。</p> <p>続いて都市計画策定の経緯の概要でございますが、本議案の計画案の縦覧につきましては、去る9月17日から10月1日までの2週間実施いたしました。縦覧者並びに意見書の提出はございませんでした。</p> <p>次に、新池公園は、市南部地域の住民からの多世代間で誰もが、気軽に利用を図れるレクリエーション施設の整備要望に基づき、平成8年度に策定した尾張旭市緑の基本計画に位置づけられている市南部の地区公園として、平成17年1月20日に都市計画決定しております。</p> <p>今回の変更は、新池公園南側からの地域住民のアクセスを確保するために公園南口を計画するものです。また、この南口には当市が進める「まるごとウォーキングのまちづくり」として歩くまちのネットワークの一つでもある新池公園を中心としたウォーキングコースの設定やウォーキングコースの拠点としての健康広場の設置も行い、新池公園の利便性を大きく拡大するものでございます。</p> <p>次に、公園の区域を表示してあります計画図でございますが、赤と緑で囲まれた区域が既存の計画区域となっております。今回、追加する区域については、㊤、㊦、㊧、㊨で囲まれた民有地約320㎡の赤斜線部分でございます。なお、その他、求積図、計画図付図が添付されております。</p> <p>続いて、整備内容の説明をさせていただきます。整備内容につきましては、平成17年度から造成工事に着手し、今年4月に市南部地域の拠点施設として開館いたしました㊩の「新池交流館」を始め、今年度施工いたします㊪の運動施設であるバスケットコートや新池の豊かな自然環</p>

	<p>境を生かした③の遊歩道があります。</p> <p>変更部分の整備内容としましては、歩行者専用の出入口である新池公園南口とウォーキングの利用者に配慮した健康広場を計画しています。</p> <p>参考としまして、ウォーキングルートでございますが、別添資料の新池公園ウォーキングルート図にありますとおり、公園の遊歩道から新池公園区域外の市道南栄3号線、5号線及び11号線から新池公園南口の周回ルート約1kmとすることを検討しております。</p> <p>以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました第1号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
斉場洋治委員	<p>安全面を考慮し、遊歩道を計画よりも南に延長することは予定していますか。</p>
都市整備課長	<p>現時点においては予定していません。</p>
伊豆原浩二委員	<p>市道を利用する部分の遊歩道の安全確保についてはどのように考えていますか。</p>
都市整備課長	<p>歩道が設置されている箇所においては、これを利用する予定です。また、設置されていない箇所においては、道路整備がされていないので、交通量が少なく、比較的安全であるものと認識しています。</p>
伊豆原浩二委員	<p>地域の皆さんにも、また該当地区を通行するドライバーの皆さんにも、遊歩道であることを視認できるような形で整備すべきであると思います。また、市内の他地域にある遊歩道も含め、統一的な表示をすべきであると思います。</p>
議 長	<p>ぜひ考慮すべき事項であると思います。</p>
大内博男委員	<p>遊歩道を新池の敷地内又は周辺だけで整備することはできないのですか。また、住宅地内に遊歩道が整備されると、歩行者が集中し、当該地域の住民方に迷惑がかかることはありませんか。</p>
都市整備課主査	<p>遊歩道を池の南側に設置することについては、調査検討の結果、「緑を保全すべき」との結論に達したため、断念した経緯があります。</p>
都市整備課長	<p>市内の他の地域でも住宅地内に遊歩道を設置している例がありますが、これまでのところ特に苦情などはいただけていません。</p>
野島 伸委員	<p>歩道のない車道だけの箇所を「遊歩道」として利用することは、安全性に問題があるのではないのでしょうか。場合によっては、警察として何らかの形で規制を実施する必要があるのでしょうか。</p>
都市整備課長	<p>確かに、公園の敷地内に遊歩道を設置できればよいのですが、公園面積が狭く、公園内のみでの遊歩道の設置は困難な状況にあります。</p>
斉場洋治委員	<p>遊歩道のルートは、新池交流館を起点とした形となっており、遊歩道の途中からは利用しにくいものとなっているように感じます。ルートの設定に当たっては、これまで地元の方々と協議しておられるとのことですが、このことについては、何か協議をされたのですか。</p>

都市整備部長	<p>今回提出させていただいた「南口」の設置の目的は、あくまでも新池交流館の利便性向上のためでございます。なお、ご意見のとおりルートの設定においては、なによりも安全性の確保が第一であるため、当初は公園の敷地内に設定することから検討を始めた経緯があります。しかし、ワークショップ形式で地元の方々と検討をしました結果、自然保護に関する議論がなされ、ルートの一部、公園の外に設定することとなりました。</p> <p>また、当該地域は市街化調整区域であり、民家も少ないため、交通量も少ないものと考えておりますが、実際の整備においては、ご指摘いただいたとおり、統一した歩道表示の設置を実施し、安全面の確保につなげていきたいと思っております。</p>
斉場洋治委員	<p>図面上、遊歩道が一部、公園区域外に設置されることとなっておりますが、これは何を示しているのですか。</p>
都市整備課長	<p>池周辺の道路から遊歩道へとつながる部分を示しています。</p>
若杉 恵委員	<p>遊歩道が、池の堤防の途中から市道に出る予定となっておりますが、そのまま堤防沿いに設置することはできないのですか。</p>
都市整備部長	<p>堤防から市道に出る際には、池の北側にある信号交差点の横断歩道を利用していただくものと思っております。</p> <p>なお、遊歩道が市道に出る部分にはデッキを設置し、池の景観を楽しめるようにしたいと考えています。</p>
野島 仲委員	<p>警察との協議の際には、横断歩道を新規に設置する予定であるとの話を聞いていますが、実際には信号交差点の横断歩道を利用することとなるのですか。</p>
都市整備部長	<p>横断歩道の新規設置が認められるのであれば、それを活用したいと考えています。</p>
野島 仲委員	<p>遊歩道は車道を利用する予定なのですか。</p>
都市整備部長	<p>車道に設置された歩道を利用する予定です。いずれにしても、本日までご提示しました遊歩道のルートについては、まだ計画段階にありますので、実際の整備に当たっては、今後警察署等と協議させていただきたいと考えています。</p>
伊豆原浩二委員	<p>まだ計画段階の資料を審議会に提出する場合には、その旨の表示をしておく必要があると思います。また今後、ルートを決定する際には、安全性の確保だけでなく、景観にも配慮した整備案をいくつか作成し、それをもって関係機関との協議に臨む必要があると思います。</p>
議 長	<p>他に、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは採決を行います。</p> <p>「第1号議案 瀬戸都市計画公園の変更（尾張旭市決定）について」これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（委員の挙手）</p>

	<p>挙手全員であります。</p> <p>「第1号議案 瀬戸都市計画公園の変更（尾張旭市決定）について」は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>続きまして「第2号議案 瀬戸都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について、事務局から説明願います。</p>
都市整備課長	<p>第2号議案 瀬戸都市計画生産緑地地区の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>今回の変更は、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものです。</p> <p>添付の資料は、生産緑地地区構成筆一覧表の変更後のものでございます。変更内容の説明の前に、過去の経緯を簡単に説明させていただきます。</p> <p>平成4年に生産緑地制度が始まり、当市内の生産緑地として、58団地、面積は約6.66haの指定を行いました。</p> <p>その後、8回の都市計画変更では、土地区画整理事業に伴い5団地が増加、公共施設用地になったことにより1団地が減少、生産緑地法第10条に基づく買取申出により4団地が減少、そのうち1団地は、公共施設用地として市が買い取っております。</p> <p>これにより、現在は58団地、面積は約6.3haとなっております。これが今回の変更によりまして、箇所別調書のとおり3団地減少して55団地となり、面積は、約0.3ha減少して約6.0haとなるものでございます。</p> <p>5-2団地及び1-4団地においては、農業従事者が死亡したことにより、1-1団地においては、農業従事者の故障により農業に従事することが不可能となったことによりまして、生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取り申出がなされましたが、市及び愛知県において、財政状況等の理由により買い取ることができず、また市農業委員会へ斡旋の依頼をしましたが、成立しなかったため、生産緑地法第14条の規定により申出の日から3ヵ月後に生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。続いて、統括図及び計画図をご覧ください。</p> <p>それにより、図面の黄色で着色した部分の面積の合計、2,639㎡を生産緑地から除外するものであります。</p> <p>なお、本議案の縦覧を去る9月17日から10月1日までの2週間実施いたしました。縦覧者並びに意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>第2号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
斉場洋治委員	<p>今回の例のような場合、農地としての耕作は継続実施されるものなのか。</p>

都市整備課長	耕作が継続できないとの理由で生産緑地の除外申請が出されていますので、農地として存続されることは考えにくいものと思います。
伊豆原浩二委員	<p>他自治体の都市計画審議会でも同様の例が生じていますが、今後高齢化が進むと、より一層、生産緑地が減少するものと考えられます。このため、まずは、「法律で解除できるということだけで、審議会で議論することは問題があるのではないか」という点を、改めて考え直す必要があると思います。</p> <p>そもそも生産緑地の役割とは「緑地」であり、それを解除するということは「緑地をなくす」ということとなります。財政上の問題によって生産緑地を買い取ることが困難であることは理解できますが、緑地の減少に対してどのように対処すべきか、今後各自自治体が考えていかなければならないと思います。</p> <p>都市計画法上では解除するしか方法がないと思いますが、このままでは今後約15年の間に、ほとんどの生産緑地が消滅するのではないかと思います。このため対処する方法について議論をする場を新たに設ける必要があるのではないかと思います。</p>
松本壮一郎委員	生産緑地の指定によって優遇された税金を基金化し、これを緑地保全に活用できるような仕組みづくりが今後必要であると思います。
若杉 恵委員	納税猶予されていた分については、遡って徴収されるのではないですか。またその場合の相続税はどのような取扱いがされるのですか。
都市整備課長	遡って徴収されることはありません。
斉場洋治委員	相続された方にも生産緑地として継続していただけないか、確認する必要があると思います。
白木文枝委員	次々に田畑が減少していくのを見るのは大変残念です。
議長	<p>他に、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは採決を行います。</p> <p>「第2号議案 瀬戸都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について」これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（委員の挙手）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>「第2号議案 瀬戸都市計画生産緑地の変更（尾張旭市決定）について」は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは会議次第の6、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>都市計画マスタープラン策定について、事務局から説明願います。</p>
都市計画課長	<p>それでは報告事項といたしまして、「尾張旭市都市計画マスタープランの策定について」ご報告させていただきます。</p> <p>まず、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市の総合計画や愛知県が策定する都市計画区域マスタープランに即し、土地利用や施設設備等の方針、良好な都市環境、</p>

都市景観の形成、交通体系の整備の考え方など、まちづくりの基本的な事項を定めるものでございます。なお、当市の都市計画マスタープランにつきましては、平成4年の都市計画法の改正によりまして、平成8年3月に策定し、その計画期間は、「平成22年まで」としておりますので、そろそろ、その期間満了を迎えることとなります。さらに、上位計画に当たる愛知県のマスタープランも平成22年度までに大幅に見直される予定であることや、総人口の減少、少子高齢化の進展、環境問題の深刻化など、社会情勢の大きな変化等もありまして、昨年度より、新しいマスタープランの策定作業に取り掛かっているところでございます。なお、現行のマスタープランを策定した際には、各地域でその内容の説明会を実施したものの、策定過程においては、市民の意向調査や、直接的な意見交換を行わず、行政主導で策定した経緯がございます。このため、今度の新しいマスタープランでは、市民の皆さんに策定の段階から参加をしていただき、市民の皆さんとともに当市の将来像を描いていきたいと考えておりまして、目標年次を平成37年としたプランを、昨年度から平成22年度までの4年間で策定することを予定しております。

次に、策定に当たっての体制についてご説明させていただきます。マスタープランの策定に当たっての体制につきましては、基本的には「市民参加組織」と、市役所内の「庁内策定組織」、そして本都市計画審議会や市議会、愛知県、市民を加えた形を基本とするものとしてございます。また、このうちの「市民参加組織」につきましては、公募した市民の皆さんによる「まちづくりワークショップ」と、学識経験者や各種団体の代表者等による「策定検討会議」で構成することとしてございます。この「市民参加組織」で議論いただいた内容に基づき、その隣にあります市役所内の「庁内策定組織」でマスタープランの原案を作成し、最終的に市議会、愛知県、市民の皆さんによる確認をいただいた後、本都市計画審議会へ諮問をし、正式決定していきたいと考えております。

続いて、都市計画マスタープランの構成についてご説明させていただきます。今回の都市計画マスタープランにつきましては、国土交通省の定める「都市計画運用指針」や愛知県の策定した「市町村マスタープラン策定のポイント」等を参考にして、作成することとしております。具体的には、「全体構想」と「地域別構想」が大きな2本の「柱」となり、その他に、これらの構想の基礎資料となる「基礎調査」と、それぞれの構想実現のための「まちづくりの推進方策」を加えた形で構成したいと考えております。

なお、この内の「基礎調査」の部分については昨年度作成し、現在「全体構想」の部分の作成に取り掛かっているところでございます。また、来年度「地域別構想」と「まちづくりの推進方策」を作成した後、最終年である平成22年度に具体的な策定手続きに入る予定でございます。また、この間においては「意向調査」や「まちづくりワークショップ

プ」、「市民意見の公募」といった形で、市民の皆さんの参画を図っていきたくと考えております。

次に各組織別の策定スケジュールにつきましては、ご覧のとおりでございます。「有識者等による検討」につきましては、「策定検討会議」として、今年度から22年度までの間に8回程度開催する予定でございます。また、「市民参画」につきましては、まず昨年度「市民意識調査」を実施し、その結果を参考にして今年8月から「まちづくりワークショップ」の活動を開始しました。この「まちづくりワークショップ」につきましては、来年度までの間に5回程度開催する予定でございます。これまで2回活動を行ったところでございます。そして、マスタープランの素案ができた時点で市民からの意見公募、いわゆるパブリックコメントを実施する予定でございます。最後に、本都市計画審議会につきましては、今回のように開催の都度、作業状況を報告させていただくとともに、先ほど申し上げましたとおり、最終的な内容の審査をしていただきたいと考えております。

以上が、都市計画マスタープラン策定に当たっての方針に関する説明でございましたが、続いて、これまでの活動実績についてご報告させていただきたいと思っております。昨年度実施しました市民意識調査結果を本年6月1日号の広報おわりあさひで公表したものでご説明いたします。先ほどご説明しましたとおり、マスタープラン策定にあたっての市民参画の一環として、昨年11月から12月にかけて、無作為抽出した18歳以上の市民3,000名を対象に、これまでのまちづくりの評価や、今後への期待などに関する意識調査を実施し、1,410名の方からご回答をいただきました。なお、意識調査では31項目に渡る質問をさせていただいたところではありますが、今回の資料では、その中の代表的な結果を6項目、掲載させていただいております。本日は時間の都合上、そのすべてをご紹介することはできませんが、今回の調査では、3番にございますように「安全・安心なまちづくり」が最も重要なキーワードとなっており、その実現のためには、6番にございますように「市民と行政との協働が重要である」との認識を、多くの方がお持ちであることが明らかとなりました。

続いて、この意識調査の結果を市民の皆さんに説明させていただくとともに、調査対象とならなかった方からもご意見をお聞かせいただくため、資料の右側にございますとおり、6月18日から9日に渡って市内公民館で「まちづくり懇話会」を開催いたしました。この懇話会には67名の方にご参加いただき、まちづくりの課題に関する意見交換を実施いたしました。

なお、この懇話会が終了した後に、青年会議所と商工会青年部の方を対象とした懇話会を開催し若い事業者の立場での意見をお伺いするとともに、市内にあります名古屋産業大学の学生を対象とした懇話会も開催

	<p>し、学生の立場で見た当市の課題についてご意見を伺いました。</p> <p>以上の活動を通じて、集められましたまちづくりの課題等をもとにし、先ほどご説明しましたとおり「まちづくりワークショップ」を開催いたしました。このワークショップには、38名の方からの応募をいただくことができまして、8月と9月の2回活動を実施し、まちづくり課題の絞込みや、その解決策等について活発に議論いただいたところでございます。なお今後は、来週21日に開催を予定しています有識者等による「策定検討会議」でワークショップでの検討内容をさらに検討し、その結果を受け、マスタープランにおける「全体構想」につなげていきたいと考えております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、「尾張旭市都市計画マスタープランの策定について」の報告とさせていただきます。</p>
議 長	報告事項について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。
伊豆原浩二委員	今回の都市計画マスタープランは、前回のプランとは視点が変わってきていると思いますが、大きく変わった点を2、3点教えてください。
都市計画課長	人口の減少や、高齢化、環境問題の深刻化が都市計画マスタープランを取り巻く環境の大きな変化であると考えています。また、厳しい財政状況などを総合的に勘案しますと、「開発型」の都市計画から「誘導型」の都市計画に視点を移す必要があると考えています。
伊豆原浩二委員	今後は、さらに財政的な制約が大きくなるものと考えられますが、その場合、まちづくりの進め方としては「市民との協働」が重要になってくるものと考えられます。しかし実際のところ、市民の皆さんにとっては、どのように行動したらよいのか、よくわからない場合が多いものと考えられます。このため、都市計画マスタープランでは、市民の皆さんに何ができるのか、また市民の皆さんに何をやってほしいのかを明確にし、ぜひ市民の皆さんに示していくべきであると思います。
斉場洋治委員	長期的な計画であるため、今後の道州制の動きにも注視していくべきだと思います。
議 長	次に会議次第の7、「その他」について事務局、何かありますか。 特にないようですので、これをもちまして、平成20年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。 ご協力ありがとうございました。